

改 正 後	現 行	備 考
平成 2 4 年 9 月 3 日 制定（国空用第 2 7 9 号） 平成 2 4 年 1 0 月 9 日 一部改正（国空用第 3 4 9 号） 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 一部改正（国空用第 3 1 6 号） 平成 2 7 年 2 月 3 日 一部改正（国空用第 6 6 8 号） 平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日 一部改正（国空用第 4 4 9 号） 平成 3 0 年 3 月 1 5 日 一部改正（国空用第 9 2 9 号） 平成 3 1 年 3 月 6 日 一部改正（国空用第 8 0 7 号） 令和 2 年 3 月 6 日 一部改正（国空用第 7 7 9 号） 令和 2 年 1 0 月 1 日 一部改正（国空用第 3 2 5 号） 令和 3 年 9 月 1 5 日 一部改正（国空用第 3 3 5 号） 令和 4 年 9 月 2 9 日 一部改正（国空用第 4 5 1 号） 令和 5 年 3 月 8 日 一部改正（国空用第 8 9 7 号） 令和 5 年 1 2 月 2 1 日 一部改正（国空用第 5 8 2 号） 令和 8 年 2 月 1 7 日 一部改正（国空用第 8 6 3 号） 令和 8 年 8 月 2 0 日 一部改正（国空用第 3 9 3 号） 飛行計画記入・通報要領 航空局交通管制部運用課長 1・2（略） 3. 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （削る） （2） スルーフライトプラン 中間着陸地点経由飛行において、各飛行区間の飛行計画の全部を同一の空港事務所に提出する場合の飛行計画をいう。 4. 飛行計画の通報 （1）（略） 注 空港事務所とは、「空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示」<u>に定める空港事務所をいう。</u>	平成 2 4 年 9 月 3 日 制定（国空用第 2 7 9 号） 平成 2 4 年 1 0 月 9 日 一部改正（国空用第 3 4 9 号） 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 一部改正（国空用第 3 1 6 号） 平成 2 7 年 2 月 3 日 一部改正（国空用第 6 6 8 号） 平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日 一部改正（国空用第 4 4 9 号） 平成 3 0 年 3 月 1 5 日 一部改正（国空用第 9 2 9 号） 平成 3 1 年 3 月 6 日 一部改正（国空用第 8 0 7 号） 令和 2 年 3 月 6 日 一部改正（国空用第 7 7 9 号） 令和 2 年 1 0 月 1 日 一部改正（国空用第 3 2 5 号） 令和 3 年 9 月 1 5 日 一部改正（国空用第 3 3 5 号） 令和 4 年 9 月 2 9 日 一部改正（国空用第 4 5 1 号） 令和 5 年 3 月 8 日 一部改正（国空用第 8 9 7 号） 令和 5 年 1 2 月 2 1 日 一部改正（国空用第 5 8 2 号） 令和 8 年 2 月 1 7 日 一部改正（国空用第 8 6 3 号） 飛行計画記入・通報要領 航空局交通管制部運用課長 1. ～2.（略） 3. 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） <u>（2） 空港事務所 「空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示」に定める空港事務所をいう。</u> <u>（3）</u> スルーフライトプラン 中間着陸地点経由飛行において、各飛行区間の飛行計画の全部を同一の空港事務所に提出する場合の飛行計画をいう。 4. 飛行計画の通報 （1）（略） 注 空港事務所<u>において飛行計画の通報に関する事務を行う時間については、</u>「空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する。事務を行う時間を定める告示」<u>による。</u>	記載内容重複のため削除 上記削除に伴う改正

改 正 後	現 行	備考
(2) 飛行計画の通報は、口頭（無線電話によるものを含む。）又は文書により行うものとする。 注 1（略） （削る） 注 2 SWIMによるフライトプラン登録サービス（以下「SWIMサービス」という。）利用者として登録をした場合は、SWIMサービスにより通報することができる。この方法により通報を行う場合の手続き等については、SWIMサービスの情報サービス提供者に確認すること。また、本SWIMサービスによる飛行計画の通報については、SWIM運用規程に基づくドキュメント「ユーザーズガイド（操作説明書）」又は「SWIMサービスAPI連携仕様書」を確認すること。 （3）（略） 5. 飛行計画記入要領 飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国FIRを航行する航空機に必要な記入内容については、外国FIRに係る各国の航空路誌（以下「AIP」という。）等で確認しなければならない。 5. 1（略） 5. 2 飛行計画各項の記入 （1）・（2）（略） （3）第9項 航空機の数及び型式並びに後方乱気流区分 a. 航空機の数 編隊飛行を行う場合は、その機数を記入する。また、第18項（その他情報）に登録記号等の<u>当該航空機の飛行計画を通報した</u>空港事務所から依頼があった内容を記入する。 b・c（略） （4）～（7）（略） （8）第18項 その他の情報 （a）～（t）（略） （u）その他 「RMK／」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入す	(2) 飛行計画の通報は、口頭（無線電話によるものを含む。）又は文書により行うものとする。 注 1（略） <u>注 2 インターネットによる飛行計画等の取扱いサービス（以下「SATサービス」という。）利用者として登録をした場合は、SATサービスにより通報することができる。この方法により通報を行う場合の手続き等については、地方航空局保安部運用課に確認すること。</u> 注 3 SWIM フライトプラン登録サービス（以下「SWIMサービス」という。）利用者として登録をした場合は、SWIMサービスにより通報することができる。この方法により通報を行う場合の手続き等については、SWIMサービスの情報サービス提供者に確認すること。また、本SWIMサービスによる飛行計画の通報については、SWIM運用規程に基づくドキュメント「ユーザーズガイド（操作説明書）」又は「SWIMサービスAPI連携仕様書」を確認すること。 （3）（略） 5. 飛行計画記入要領 飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国FIRを航行する航空機に必要な記入内容については、外国FIRに係る各国の航空路誌（以下「AIP」という。）等で確認しなければならない。 5. 1（略） 5. 2 飛行計画各項の記入 （1）・（2）（略） （3）第9項 航空機の数及び型式並びに後方乱気流区分 a. 航空機の数 編隊飛行を行う場合は、その機数を記入する。また、第18項（その他情報）に登録記号等の空港事務所から依頼があった内容を記入する。 b・c（略） （4）～（7）（略） （8）第18項 その他の情報 （a）～（t）（略） （u）その他 「RMK／」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入す	SAT サービスの廃止に伴う削除 情報サービス名称に整合させるため改正 記載内容明確化のため改正

改 正 後	現 行	備 考
る。この場合、各項目間は1字あけるものとする。 ア・イ（略） ウ．編隊飛行を行う場合については、<u>当該航空機の飛行計画を通報した</u>空港事務所から依頼があった登録記号等を記入する。 エ～シ（略） （９）（略） 附則（平成２４年９月３日 国空用第２７９号） １．本要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。 ２．本要領の施行日から平成２４年１１月１５日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、A I P E N R １．１０ 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。 附則（平成２４年１０月９日 国空用第３４９号） １．本要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。 附則（平成２５年１０月１７日 国空用第３１６号） １．本要領は、平成２５年１０月１７日から施行する。 ２．本要領の施行の日において、監視機器A D S－Bを使用した運航を既に行っている場合にあっては、平成２５年１２月１１日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。 附則（平成２７年２月３日 国空用第６６８号） １．本要領は、平成２７年４月１日から施行する。 附則（平成２８年１０月１３日 国空用第４４９号） １．本要領は、平成２８年１１月１０日から施行する。 附則（平成３０年３月１５日 国空用第９２９号） １．本要領は、平成３０年４月１日から施行する。 附則（平成３１年３月６日 国空用第８０７号） １．本要領は、平成３１年４月１日から施行する。 附則（令和２年３月６日 国空用第７７９号） １．本要領は、令和２年４月１日から施行する。 附則（令和２年１０月１日 国空用第３２５号） １．本要領は、令和２年１１月５日から施行する。	る。この場合、各項目間は1字あけるものとする。 ア・イ（略） ウ．編隊飛行を行う場合については、空港事務所から依頼があった登録記号等を記入する。 エ～シ（略） （９）（略） 附則（平成２４年９月３日 国空用第２７９号） １．本要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。 ２．本要領の施行日から平成２４年１１月１５日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、A I P E N R １．１０ 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。 附則（平成２４年１０月９日 国空用第３４９号） １．本要領は、平成２４年１０月１８日から施行する。 附則（平成２５年１０月１７日 国空用第３１６号） １．本要領は、平成２５年１０月１７日から施行する。 ２．本要領の施行の日において、監視機器A D S－Bを使用した運航を既に行っている場合にあっては、平成２５年１２月１１日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。 附則（平成２７年２月３日 国空用第６６８号） １．本要領は、平成２７年４月１日から施行する。 附則（平成２８年１０月１３日 国空用第４４９号） １．本要領は、平成２８年１１月１０日から施行する。 附則（平成３０年３月１５日 国空用第９２９号） １．本要領は、平成３０年４月１日から施行する。 附則（平成３１年３月６日 国空用第８０７号） １．本要領は、平成３１年４月１日から施行する。 附則（令和２年３月６日 国空用第７７９号） １．本要領は、令和２年４月１日から施行する。 附則（令和２年１０月１日 国空用第３２５号） １．本要領は、令和２年１１月５日から施行する。	記載内容明確化のため改正

改 正 後	現 行	備 考
附則（令和３年９月１５日 国空用第３３５号） １．本要領は、令和３年１０月１日から施行する。 附則（令和４年９月２９日 国空用第４５１号） １．本要領は、令和４年１０月６日から施行する。 附則（令和５年３月８日 国空用第８９７号） １．本要領は、令和５年４月１日から施行する。 附則（令和５年１２月２１日 国空用第５８２号） １．本要領は、令和５年１２月３１日から施行する。 附則（令和８年２月１７日 国空用第８６３号） １．本要領は、令和８年３月２４日から施行する。 <u>附則（令和８年８月２０日 国空用第３９３号）</u> <u>１．本要領は、令和８年１０月１日から施行する。</u> 別図１・２（略） 別表１・２（略）	附則（令和３年９月１５日 国空用第３３５号） １．本要領は、令和３年１０月１日から施行する。 附則（令和４年９月２９日 国空用第４５１号） １．本要領は、令和４年１０月６日から施行する。 附則（令和５年３月８日 国空用第８９７号） １．本要領は、令和５年４月１日から施行する。 附則（令和５年１２月２１日 国空用第５８２号） １．本要領は、令和５年１２月３１日から施行する。 附則（令和８年２月１７日 国空用第８６３号） １．本要領は、令和８年３月２４日から施行する。 別図１・２（略） 別表１・２（略）	